

株式会社満留建設 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～ 6 年 6 月 30 日までの 2 年 3 か月間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を、1 人当たり年間平均 7 日以上とする。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 年次有給休暇の取得日数目標未達成の原因の分析を行う
- 令和 4 年 4 月～ 計画的な取得に向けて、年間の取得計画を全従業員提出し、管理側にて年間予定表を作成する
- 令和 4 年 4 月～ 管理側にて 3 か月ごとの有給休暇取得状況の調査及び取得促進の呼びかけを行う

目標 2：小学校就学の始期前の子を持つ従業員に対し自社独自の育児目的休暇制度を導入し、制度利用の向上を図る。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 令和 4 年 10 月～ 制度を導入し、育児介護休業規程の改定
- 令和 4 年 10 月～ 全従業員に周知し、該当従業員へ制度利用の呼びかけを行う

目標 3：3 歳から小学校就学の始期前の子を持つ従業員に対し所定外労働の制限に関する制度を導入し、制度利用の向上を図る。

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 令和 4 年 10 月～ 制度を導入し、育児介護休業規程の改定
- 令和 4 年 10 月～ 全従業員に周知し、該当従業員へ制度利用の呼びかけを行う